

○浅麓環境施設組合職員の懲戒に関する条例

平成元年3月8日

条例第4号

浅麓環境施設組合職員の懲戒に関する条例（昭和41年浅麓環境施設組合条例第11号）の全部を次のように改正する。

浅麓環境施設組合職員の懲戒に関する条例については、小諸市の「職員の懲戒に関する条例（昭和29年小諸市条例第46号）」を準用する。ただし、この場合において「市長」とあるを「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。